

宮 監 公 表 第 6 号  
令和 6 年 2 月 2 7 日

宮崎市監査委員	阪 元 勇
宮崎市監査委員	松 浦 史 典
宮崎市監査委員	上 田 武 広
宮崎市監査委員	関 師 勝 幸

### 定期監査措置状況の公表について

令和5年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

#### 記

- 1 監査の対象部課等  
佐土原総合支所
- 2 講じた措置の内容  
別紙のとおり

## 令和5年度定期監査結果に対する措置状況通知書

令和5年度定期監査における指摘事項等については、次のとおり措置したので通知します。

部局名	指摘事項等	措置状況
佐土原総合支所	<p>契約保証金について、財務規則第105条第1項第6号の規定に該当しないにもかかわらず、同号を適用して免除していた。 (地域市民福祉課)</p> <p>(1)</p>	<p>契約保証金を免除する際は、再度財務規則を確認し要件を満たしているかの確認を行った上で、伺い文書余白に「財務規則確認済」と記載するとともに、係員及び管理職による精査を徹底し、決裁を受ける段階でのチェック体制を強化した。また、課内職員へ情報共有を行い、今回指摘された不適切事項について財務規則等に基づく事務処理の再確認を行った。</p>
佐土原総合支所	<p>行政財産目的外使用許可について、添付書類から確認できる使用面積とは異なる面積で使用料を算定し、徴収していた。 (農林建設課)</p> <p>(2)</p>	<p>許可書の決裁文書に、使用面積の算定式を手書き記入し、算出根拠となるカタログなど添付書類の教値とのチェックが行えるようにした。また、算定式のチェック欄を設け、計算式や小数点以下の処理についても複数人によるチェックを行う体制とした。</p>

令和6年1月18日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 清山 知憲

